鹿屋体育大学学生宿舎規則

「昭和58年12月2日] 規 則 第 2 号 平成27年2月20日 第 1 号 規 則 第 6 号 規 則 第31号

改正 昭和60年4月1日 平成3年1月16日 第 2 号 規 則 則 昭和61年3月19日 平成4年2月20日 令和 3年5月14日 第 2 号 則 規則 第 5 号 昭和62年3月27日 平成15年3月31日 第 7 号 則 規 則 第11号 昭和63年4月1日 平成16年4月1日 第 1 号 規 則 規則 第36号 昭和63年5月25日 平成24年6月4日 規則 第 8 号 規 則 第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則(平成16年規則第2号)第64条第2項の規定に基づき、 学生宿舎に関し必要な事項を定める。

(学生宿舎の目的)

第2条 学生宿舎は、学生に良好な勉学と生活の環境を提供し、自律的な生活体験を通じて人間形 成の発展を助長することを目的とする。

(管理運営)

第3条 学生宿舎は、学長が管理運営する。

(業務委託)

第4条 学長は、学生宿舎の管理運営業務を、公益を目的として設立された法人(以下「法人」と いう。) に委託することができる。

(学生委員会)

- 第5条 学生宿舎の管理運営に関する事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則第3条に定 める学生委員会(以下「委員会」という。)において審議する。
- 第6条 削除

(審議事項)

- 第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学生宿舎に関する規則等の制定・改廃に関する事項
 - (2) 入居者の選考に関する事項
 - (3) 入居許可の取消しに関する事項
 - (4) 退去命令に関する事項(第24条に該当する場合を除く。)
 - (5) その他学生宿舎の管理運営に関する重要事項

(入居資格)

第8条 学生宿舎に入居することができる者は、本学学生とする。

(収容定員)

第9条 学生宿舎の収容定員は、学長が別に定める。

(入居願等)

第10条 本学学生で学生宿舎に入居することを希望する者は、学生宿舎入居願及び別に定める書 類を、学長に提出しなければならない。

(入居の許可)

- 第11条 入居の許可は、委員会での議を経て学長が行う。
- 2 入居を許可された者には、別に定める入居許可書を交付する。

(入居許可期間)

第12条 入居許可期間は、1年間とする。ただし、年度の中途において入居を許可された者につ

いては、許可された日の属する年度の末日までとする。

(入居手続き)

第13条 入居を許可された者は、別に指定する期間内に、所定の手続きを経て入居しなければならない。

(入居許可の取消し)

第14条 学長は、入居を許可された者が、前条に規定する入居手続き期間内に手続きを怠り、若しくは入居せず、又は第10条に基づき提出した入居願等の内容が虚偽の事実に基づくことが判明したときは、委員会の議を経て入居の許可を取消すことができる。

(寄宿料の納入等)

- 第15条 寄宿料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年規程第6号)に定めるところによる。
- 2 寄宿料は、毎月末日までに経営戦略課に納入しなければならない。
- 3 休業期間(学則第12条第1項第5号から第7号に定める休業日をいう。)の寄宿料については、 前項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の末日までに納入しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、納入する寄宿料について、当該入居者から2か月以上の寄宿料(当該年度内に納入すべき額の総額の範囲内に限る。)の納入の申し出があったときは、当該額を納入額とすることができる。
- 5 入居又は退去の日が月の中途となる場合であっても1か月分として納入しなければならない。
- 6 既納の寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第16条 寄宿料の免除について必要な事項は、鹿屋体育大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱 規則に定める。

(光熱水料等の負担)

- 第17条 入居者が私生活に使用する光熱水料その他の経費は、入居者が負担する。
- 2 前項の経費、納入の日及び納入方法等については、別に定める。

(施設等の保全等)

第18条 入居者は、学生宿舎の居室・共同施設設備(以下「施設等」という。)の保全及び火災 その他の災害の防止に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第19条 入居者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。
 - (2) 居室を居室以外の目的に使用し、又は他人に使用させないこと。
 - (3) 許可なく施設等の原状を変更しないこと。
 - (4) 許可なく掲示、貼紙等を行わないこと。
 - (5) 学生宿舎の風紀又は秩序を乱す行為をしないこと。
 - (6) その他学生宿舎の良好な環境の維持に努めること。

(保健衛生)

- 第20条 入居者は、各自健康の維持増進に留意するとともに、宿舎内を常に清潔に保つよう努め なければならない。
- 2 伝染病に罹った者は、直ちに学生課を通じて学長に報告し、その指示に従わなければならない。 (閉鎖)
- 第21条 学長は、伝染病その他不測の事故等の発生により必要があると認めるときは、学生宿舎 を閉鎖することができる。

(損害賠償)

第22条 入居者が故意又は過失により施設等を汚損し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(退去手続)

第23条 入居許可期間内に退去しようとする者は、別に定める学生宿舎退去願を退去予定日の 30日前までに学長に提出し、その承認を受けなければならない。 (退去命令)

- 第24条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、速やかに退去を命ずる。
 - (1) 入居資格を失ってなお退去しないとき。
 - (2) 入居許可期間を経過してなお退去しないとき、又は入居の許可を取消されたとき。
 - (3) 寄宿料その他の経費を正当な理由なく滞納し、その期間が3か月以上に及ぶとき。
- 第25条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て退去を命ずることができる。
 - (1) 疾病その他の事由によって保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
 - (2) 学生宿舎の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
 - (3) 休学を命ぜられ、又は停学処分を受けたとき。
 - (4) 正当な理由なく居室に居住することを常としなくなったとき。
 - (5) この規則その他本学の規則に反し、又は学生宿舎の管理運営に著しく支障を来たす行為があったとき。

(退去時点検)

第26条 退去する者は、退去に際し、居室に関する設備、備品等について学長が指定する者の点 検を受けなければならない。

(学生宿舎連絡協議会)

- 第27条 学長は、学生宿舎の運営の円滑化を図るため、学生宿舎連絡協議会(以下「協議会」という。)を設けることができる。
- 2 協議会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 委員会代表 3名
 - (2) 入居者代表 6名
 - (3) 法人代表 3名
- 3 協議会の議長は、構成員の互選により定め、その任期は当該年度末日までとする。 (自治組織)
- 第28条 入居者は、学長の承認する範囲内において、規律ある共同生活を行うため、自治組織(以下「組織」という。)を設けることができる。
- 2 入居者が、組織を設けこれを運営する場合は、入居者個人の生活をできる限り尊重するとともに、入居者全体の生活を規律正しく秩序あるものとするよう努めなければならない。
- 3 組織の代表者は、組織を設けようとする場合は、次の事項について学長の承認を受けなければ ならない。変更するときも同様とする。
 - (1) 名称
 - (2) 目的
 - (3) 規約
 - (4) 代表者及び役員
- 4 学長は、組織がその目的を逸脱する状態に至ったと認めたときは、解散を命ずることができる。 (事務)
- 第29条 学生宿舎に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める学生宿舎委員会は、当分の間学生委員会をもって代えるものとする。

附 則 (昭60.4.1規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭61.3.19規則第2号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭62.3.27規則第7号) この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭63.4.1規則第1号) この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭63.5.25規則第8号) この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

附 則(平3.1.16規則第1号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平4.2.20規則第5号) この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平15.3.31規則第11号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項第1号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則(平16.4.1規則第36号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平24.6.4規則第13号) この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平27.2.20規則第6号) この規則は、平成27年2月20日から施行する。

附 則(令和3.5.14規則第31号) この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。